

証券コード 2172

2026年9月11日

株 主 各 位

札幌市北区北8条西1丁目3番地

株 式 会 社 イ ン サ イ ト

代表取締役 浅 井 一

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ppi.jp/ir/meeting.html>

上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。

当社
ウェブサイト
QRコード



【札幌証券取引所ウェブサイト】

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

上記の札幌証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（インサイト）」を検索し、「提出書類一覧」の「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください。

札幌証券取引所
ウェブサイト
QRコード



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、52～53頁の議決権行使書についてのご案内に従って、2026年9月25日（金）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月28日（月曜日）午前11時00分
2. 場 所 札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1
証券会員制法人 札幌証券取引所 2階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議案 剰余金処分の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項について修正が生じた場合は、電子提供措置をとっているウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

( 2025年7月1日から  
2026年6月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年7月1日～2026年6月30日）におけるわが国経済は、賃金上昇や政府による物価高対策を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。人手不足への対応や最低賃金の引上げ効果により持続的な賃金上昇が景気の下支えとなっており、3年連続となった高水準の賃上げにより雇用・所得環境が改善したものの、食料品を中心とした物価上昇の継続により個人消費は力強さには欠けております。堅調な企業収益を背景にデジタル化関連のソフトウェア投資を中心に、企業における設備投資は緩やかに持ち直し、公共投資も底堅く推移しておりますが、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー・原材料価格の上昇や、米国等主要国の通商政策、為替動向などが国内経済の懸念材料となっております。

北海道経済におきましては、全国と同様に投資主導の底堅さと消費者マインドの重さが併存する形で緩やかな回復傾向が続いております。全国的なデジタル化・省力化・脱炭素化の潮流を受けた投資や札幌市内の大型再開発事業の進捗を背景に、設備投資は持ち直しの動きをみせており、地域経済はプラス成長が見込まれております。北海道内における観光需要は、外国人入国者数がコロナ禍前水準を上回る回復を示す一方で、長引く物価高騰や宿泊費上昇が重石となり、国内からの来道者数の回復が足踏み状態となっております。個人消費については、複数年にわたる高水準の賃上げ効果がありながらも、物価の高止まりにより消費者マインドは回復が遅れております。

当社の主要事業セグメントである広告・マーケティング事業の広告業界におきましては、2025年の日本の総広告費が過去最高を更新し、各企業のプロモーション活動におけるイベントや広告の需要も底堅く推移しております。経済全般のデジタル化の流れを背景に、マスメディア4媒体や折込みなどの紙媒体との比較においてインターネット広告分野の拡大傾向が一層鮮明となっており、各企業ともデジタル技術を活用したプロモーション活動への移行が顕著となっております。

このような環境の中、当社グループは、広告・マーケティング事業に

において、デジタルマーケティングやマスメディアを組み合わせた総合提案を強化し、2024年7月に開設した東京オフィスにおいて顧客基盤が拡大しました。一方で、観光コンサルティング分野では、ふるさと納税制度の改正が当該分野の売上高に大きく影響する傾向があり、地域特産品の開発支援などを積極的に行いましたが、同制度改正（2025年10月）に伴い、改正前に寄附額が増加しましたが、改正後には減少に転じました。

以上により、当社グループの当連結会計年度は、売上高が2,400,798千円（前連結会計年度比2.4%減）、売上総利益は683,355千円（同1.1%増）、営業利益は58,775千円（同16.7%減）、経常利益は61,851千円（同13.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は41,073千円（同39.5%減）となり、前連結会計年度に比べ減収減益となりました。なお、前連結会計年度においては、本社移転に伴う補償金受領による特別利益及びその他の特別損失を計上いたしました。当該要因の剥落が親会社株主に帰属する当期純利益の前連結会計年度比減益の一因となっております。

## 1) 広告・マーケティング事業

当社グループの主要事業セグメント分野である広告業界においては、企業のプロモーション活発化により、多くの広告媒体等の需要が高まる傾向となりました。インターネット広告分野は増加傾向が続き、マスメディア4媒体の広告費とほぼ同規模となり、今後も増加・拡大することが見込まれております。北海道内におきましては、観光サービス分野ならびに企業による大型イベント再開などの要因により経済活動が回復傾向となっていることにあわせて、当社の強みであるデザイン力とマーケティング調査に基づいた企画提案力を生かした営業強化ならびにデジタルマーケティング分野の受注強化に努めました。2024年7月に開設した東京オフィスにおいては、首都圏を中心とした新たなクライアントの獲得に努め、顧客基盤の拡大とともに業績も順調に推移しております。

観光コンサル分野の主力事業であるふるさと納税事業においては、新規自治体の受注および返礼品開発等を通じて寄附額の増加に努めたものの、ふるさと納税制度の改正（2025年10月）により、9月に寄附額が増加した一方で10月以降には反動減の傾向が継続いたしました。

以上の結果、当該事業セグメントにおいては、前連結会計年度と比較

して減収となり、当連結会計年度の売上高は2,340,533千円（前連結会計年度比 3.0%減）、セグメント利益は232,927千円（前連結会計年度比 0.2%減）の微減となりました。

<参考・当社グループにおける品目別の売上高>

商品品目別の売上高と前連結会計年度からの増減は次のとおりです。

| 区 分           | 前連結会計年度   |       | 当連結会計年度   |       | 前 期 比 増 減 |       |
|---------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
|               | 金 額       | 構成比   | 金 額       | 構成比   | 金 額       | 増減率   |
|               | 千円        | %     | 千円        | %     | 千円        | %     |
| 新 聞 折 込 チ ラ シ | 129,972   | 5.4   | 78,359    | 3.3   | △51,613   | △39.7 |
| マスメディア4媒体     | 555,536   | 23.0  | 466,263   | 19.9  | △89,272   | △16.1 |
| 販 促 物         | 631,301   | 26.2  | 700,966   | 29.9  | 69,664    | 11.0  |
| 観 光 コ ン サ ル   | 753,156   | 31.2  | 659,519   | 28.2  | △93,636   | △12.4 |
| イ ン タ ー ネ ッ ト | 250,448   | 10.4  | 246,156   | 10.5  | △4,291    | △1.7  |
| そ の 他         | 93,439    | 3.8   | 189,267   | 8.2   | 95,827    | 102.6 |
| 合 計           | 2,413,855 | 100.0 | 2,340,533 | 100.0 | △73,322   | △3.0  |

(注) 商品品目別の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

## 2) 債権投資事業

当社グループの債権投資事業は、不良債権化した金融債権のセカンダリー市場において投資対象債権を購入し、債権を回収することで収益化するものです。不良債権の流動化マーケットは、2025年度は負債総額が前年比で増加し、倒産企業件数も4年連続で増加しており、今後も高い水準で推移することが想定されます。金融機関等から市場へ出る金融債権の取扱額は、前年から増加に転じ年間12.3兆円となり前期と比較して約0.9兆円（8.2%）増加し、取扱債権数も前年度より2.9%増加し、年間1,393万件となっております。（出所：2026年3月報道発表資料 法務省債権回収会社（サービサー）の業務状況について）。

2026年2月27日付にて金融庁が公表した不良債権（金融再生法開示債権の状況等）の状況によれば、全国銀行の金融再生法開示債権残高は、2025年9月期は8.0兆円と前連結会計年度比で11.7%減となり、その不良債権のうち危険債権残高及び破産更生等債権残高は減少したものの、5.9兆円で高止まりしております。

また、全国企業倒産件数は1万261件で前年を3.6%上回り12年ぶりに年間1万件超となりました。負債総額は1兆5,669億円で、前年から29.4%減少し、中小零細規模の倒産が目立つ傾向となりました。この傾向から不良債権の処理市場は一定規模で今後も推移することが想定されます（出所：株式会社帝国データバンク 全国企業倒産集計2025年度報）。

当該事業セグメントにおいては、債権の集合体（グループ債権）の回

収金額及び融資による営業貸付金利息を売上高としております。当連結会計年度においては、債権の回収が進んだことで前連結会計年度比にて増収増益となりました。全国的に人手不足や物価高による厳しい経済環境が続いていることから、セカンダリー市場における投資債権（個別債権の集合体）の購入についても機会を窺ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は60,265千円（前連結会計年度比 34.0%増）となり、セグメント利益は20,088千円（前連結会計年度比 31.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7,350千円であります。その主なものは、従業員が使用するパソコン等の器具及び備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当連結会計年度において重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 49 期<br>(2023年 6 月期) | 第 50 期<br>(2024年 6 月期) | 第 51 期<br>(2025年 6 月期) | 第 52 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年 6 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                   | 2,748,882              | 2,524,982              | 2,458,818              | 2,400,798                           |
| 経 常 利 益 (千円)                 | 156,859                | 107,712                | 71,811                 | 61,851                              |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (千円) | 107,125                | 122,295                | 67,912                 | 41,073                              |
| 1 株当たり当期純利益 (円)              | 66.74                  | 76.20                  | 42.31                  | 25.59                               |
| 総 資 産 (千円)                   | 1,272,687              | 1,165,585              | 1,293,147              | 1,241,136                           |
| 純 資 産 (千円)                   | 631,808                | 739,564                | 791,836                | 814,618                             |
| 1 株当たり純資産額 (円)               | 387.30                 | 451.50                 | 482.81                 | 496.40                              |

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 名 称        | 資本金      | 主要な事業<br>の内容 | 出資比率   |
|------------|----------|--------------|--------|
| 株式会社インベスト  | 20,500千円 | 債権投資事業       | 100%   |
| 株式会社MKガンマ  | 400千円    | 債権投資事業       | (100%) |
| 株式会社MKデルタ  | 400千円    | 債権投資事業       | (100%) |
| 山田プライド株式会社 | 5,000千円  | 広告・マーケティング事業 | 60%    |
| 株式会社インバイト  | 5,000千円  | 広告・マーケティング事業 | 80%    |

(注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。

2. 出資比率の( )内は、間接出資割合であります。

### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループが営む各事業に関する対処すべき課題は以下のとおりです。

なお、国内においては引き続き緩やかな景気回復基調での推移が見込まれるものの、米国の相互関税や各国の金融政策の動向、地政学的リスクなどが、国内経済、企業収益及び個人消費などにおいて不確実性をもたらす要因になるものと想定されます。当社グループは、各事業セグメントの事業環境におけるリスクを考慮しながら積極的な事業展開を講じてまいります。

##### 〈広告・マーケティング事業〉

当該事業が今後も継続して発展拡大していくために、デジタルマーケティング分野を中心として、新たなサービスを拡大し続けることで、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する総合的な広告・マーケティングを企画・実施し、クライアント企業の業績向上に寄与する「マーケティングパートナー」として広告業界の中で地位を確立することを課題としております。クライアントからの認知度が向上することにより、当社の顧客基盤も拡充するという好循環が形成され、競合他社との差別化が進んでいくことが最も重要であると認識しております。

広告費全体の傾向としては、社会・経済活動の進展に伴い広告の需要も回復の途上にあります。クライアント企業より、各媒体を効果的に活用する新たな広告戦略を求められる傾向がより強まると考えております。

また、地方創生事業を中心とした官公庁事業受託拡充への取り組みにおいては、ふるさと納税制度の改正による地方自治体の寄附額への影響も見極めながら、各地方自治体の活性化につながる施策を個別に提案していくことが重要であります。官公庁事業は安定的に拡大している市場であります。相乗効果を発揮できるよう広告・マーケティング事業全体として引き続き以下の施策に取り組んでまいります。

##### ① 広告宣伝の企画・立案力の強化

クライアント企業の要望に基づき、より絞り込んだターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にするとともに、多様化した広告媒体から最適な手法を選択して、より具体的でより効果のある広告手法を提案する必要があります。費用対効果の検証が可能なデジタルマーケティング分野への広告販促戦略の移行は今後も継続すると想定されるため、直接的な集客効果や売上拡大効果の検証可能な広告手法の提案能力を高めてまいります。

##### ② 新規顧客の獲得とサービスの充実

当該事業は、経済全体の好不況もさることながら、発注していただくクライアント企業個々の業績や広告戦略に大きく影響されます。また、事業の性格から顕著な参入障壁がなく、更にクライアント企業は重要な障害なく発注先を変更可能です。

当社グループが継続的に発展拡大するためには、常に新規クライアント企業の獲得を可能にする能力を高める必要があります。

新規クライアント企業の持つ要求に対して最適な提案をするためには、既存の広告手法の充実とともにデジタルマーケティング分野や地方創生事業分野を中心としたサービスラインナップの拡大を図ることで、当社グループが広告業界の変化を創り出し、常に魅力あるパートナー企業として地位を確立することが必要です。

### ③ 人材の確保・育成

当該事業は、製品や店舗によって差別化されるものではなく、クライアント企業のニーズや要望にもとづく提案内容によって差別化を図るという特徴があります。このことから、他業種と比較して、営業、制作、マーケティング、各部門の社員一人ひとりの能力がより一層重要であります。社員一人ひとりの能力をいかに高め、いかに引き出すかが当社グループの取り組むべき最も重要な課題のひとつであります。

#### 〈債権投資事業〉

当該事業は、広告・マーケティング事業の運営に支障をきたすことのないように適正な事業規模を維持するとともに、可能な限り複数の投資対象債権にリスクを分散することが重要であるため、次の２点を維持することが当該事業の安定的な収益確保のための課題であります。

- i) 当社グループの財務状況に基づいた投資資金の継続的確保
- ii) リスク分析のうえで適切な投資対象（機会）の継続的確保

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、広告・マーケティング事業及び債権投資事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

##### ① 広告・マーケティング事業

事業領域を、クライアント企業の集客戦略及び販売戦略を実現する総合的な広告・マーケティングを企画・実施して、クライアント企業の業績向上に寄与する「広告・マーケティング事業」と定め、主に住宅不動産業、生活関連サービス業、観光業のクライアント企業に加えて、官公庁や自治体を対象とした、広告戦略及び販促計画の立案、並びに新聞折込チラシ、マスメディア広告、販促物、デジタルマーケティング等の企画、運用及び制作を行っております。

品目別の内容は以下のとおりであります。

| 品 目           | 内 容                                           |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 新 聞 折 込 チ ラ シ | 新聞折込広告の企画制作、折込チラシの製作、新聞折込の手配                  |
| マスメディア4媒体     | テレビ・ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作、放送及び掲載の手配   |
| 販 促 物         | カタログやPOP等の印刷物、プロモーション映像、ダイレクトメール、看板等の企画制作及び製作 |
| 観 光 コ ン サ ル   | 地方創生事業を中心とした官公庁事業、ふるさと納税事業                    |
| イ ン タ ー ネ ッ ト | デジタルマーケティングの企画及び運用                            |
| そ の 他         | 集客イベント等の企画制作及び運営                              |

##### ② 債権投資事業

不良債権化している実質破綻・破綻先債権の中で、セカンダリー市場において売買される投資債権（個別債権の集合体）を取得し、当該債権の回収を通じて投資収益を得るものです。当社グループは、「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）で定められた特定金銭債権を査定評価し、回収リスクと投資効率を勘案して、第二次債権保有者より投資債権（個別債権の集合体）を譲り受け第三次債権保有者となります。なお、債権の回収管理業務はサービサーに委託しております。

また、貸金業法に基づく貸金業者登録を受け、当社グループの財政状況を踏まえ適切な事業規模を設定し、リスク分析を十分に実施したうえで融資事業を限定的に進めております。

(6) 主要な営業所 (2026年 6 月30日現在)

①当社の主要な営業所

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 本 社         | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地 |
| 東 京 オ フ ィ ス | 東京都港区北青山一丁目 3 番 6 号  |
| 青 森 オ フ ィ ス | 青森県青森市古川一丁目 1 番 3 号  |
| 山 形 オ フ ィ ス | 山形県山形市本町一丁目 5 番19号   |
| 北 陸 オ フ ィ ス | 石川県加賀市大聖寺八間道65       |

②子会社

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 株 式 会 社 イ ン ベ ス ト   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 株 式 会 社 M K ガ ン マ   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 株 式 会 社 M K デ ル タ   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |
| 山 田 プ ラ イ ド 株 式 会 社 | 岩手県下閉伊郡山田町中央町 8 番 4 号 |
| 株 式 会 社 イ ン バ イ ト   | 北海道札幌市北区北八条西一丁目 3 番地  |

(7) 使用人の状況（2026年 6 月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-----------|-------------|
| 広告・マーケティング事業 | 61 (25) 名 | 2 名減（一名増）   |
| 債権投資事業       | －（－）      | 一名増（一名増）    |
| 全社（共通）       | 8（3）      | 一名増（1 名増）   |
| 合計           | 69 (28)   | 2 名減（1 名増）  |

- （注） 1．使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時雇用者（パートタイマー等）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している使用人であります。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 66名  | 2 名減      | 40.6歳 | 6.6年   |

- （注）使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役及び臨時雇用者（パートタイマー等）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2026年 6 月30日現在）

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| 株式会社北海道銀行 | 100,000千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,605,000株
- (3) 株主数 373名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名            | 持株数      | 持株比率   |
|----------------|----------|--------|
| 株式会社パートナーズ     | 471,100株 | 29.35% |
| 浅井 一           | 203,000株 | 12.65% |
| 浅井 亮介          | 90,000株  | 5.61%  |
| 浅井 昇平          | 90,000株  | 5.61%  |
| 本間 広則          | 55,700株  | 3.47%  |
| 古瀬 博           | 47,500株  | 2.96%  |
| 株式会社北海道銀行      | 42,000株  | 2.61%  |
| アライドアーキテクツ株式会社 | 40,000株  | 2.49%  |
| 田中 温人          | 33,200株  | 2.07%  |
| 小松 修蔵          | 30,300株  | 1.89%  |

（注）自己株式は所有しておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                               |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 浅 井 一   | 会長 CEO                                                |
| 代 表 取 締 役 | 浅 井 亮 介 | 社長                                                    |
| 取 締 役     | 山 田 哲 夫 | 執行役員 CFO                                              |
| 取 締 役     | 水 野 晶 仁 | 株式会社G e a r 8 代表取締役                                   |
| 取 締 役     | 中 辻 峻   | 祖母井・中辻法律事務所 代表                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 藤 井 孝 司 |                                                       |
| 監 査 役     | 桶 川 幸 一 | 北海道ベンチャーキャピタル株式会<br>社 取締役 兼 チーフ・コンサルタ<br>ント           |
| 監 査 役     | 宮 下 直 樹 | 宮下直樹税理士事務所 代表<br>株 式 会 社 M A コ ン サ ル テ ィ ン グ<br>代表取締役 |

- (注) 1. 取締役中辻峻氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏は、社外監査役であります。
3. 取締役中辻峻氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、客観的かつ中立的な立場から当社のコーポレートガバナンスの強化に社外取締役として適切に活かしていただけるという観点で選任しております。
4. 監査役藤井孝司氏は、金融機関における長年の豊富な経験及び見識を有しており、その経験・見識を活かすことによって、当社の監査体制が更に強化できるものとして社外監査役として選任しております。
5. 監査役桶川幸一氏は、会計・税務の実務経験、上場企業等へのコンサルティング業務、様々な業種の企業に対する投資経験を有していることに加え、取締役や監査役としての豊富な経験及び見識を有しており、独立した客観的な立場で、監査役会及び取締役会の監督機能の向上に貢献頂けることを期待したため、選任しております。
6. 監査役宮下直樹氏は、税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しているため、客観的中立な立場から当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるという観点で選任しております。
7. 当社は、取締役中辻峻氏、監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏を証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社及び当社子会社の取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約は締結しておりません。
9. 当社及び当社子会社取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結している事項は該当ありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において損害賠償責任を限定する契約を締結することができ旨を定めております。社外取締役中辻峻氏並びに社外監査役藤井孝司氏、桶川幸一氏及び宮下直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日及び2021年10月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることなどから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬は職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。また、取締役の報酬は毎月の固定報酬のほか、業績を勘案して年1回役員賞与を支給することができる。

#### b. 個別固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるため、業績要素を一切加味しない月額固定報酬とする。

#### c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与のみとし、金銭により年1回支払いを検討する。支給基準は会社業績及び個人の業績評価制度に基づき算定するため、支給しないこともある。

#### d. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。



e. 報酬等の割合に関する方針

賞与を支払う場合、固定報酬と賞与の割合は9対1とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬の支払い基準は、事業計画、職務内容、職責、成果実績及び社会情勢等を考慮し、毎月金銭により支給する。

賞与の支払い基準は、会社業績及び個人の業績評価制度により、支給する場合は年度末に支給する。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会で審議し決定するため、委任しない方針。

h. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で審議のうえ決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 の 種 類 別 の 総 額   |                | 報 酬 等 の 総 額         |
|--------------------|-----------|---------------------|----------------|---------------------|
|                    |           | 基本報酬                | 賞与             |                     |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 62,040千円<br>(1,200) | 4,166千円<br>(-) | 66,206千円<br>(1,200) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3) | 4,200千円<br>(4,200)  | -<br>(-)       | 4,200千円<br>(4,200)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(4) | 66,240千円<br>(5,400) | 4,166千円<br>(-) | 70,406千円<br>(5,400) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年9月21日開催の第32回定時株主総会において次のようにそれぞれ決議いただいております。取締役は年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。また監査役は年額20,000千円以内、当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

3. 業績連動報酬として、取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。当該業績連動報酬の内容は「4.(3)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、当事業年度の実績は「1.(1)事業の経過及びその成果」、「1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況」等に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中辻峻氏は祖母井・中辻法律事務所の代表であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役藤井孝司氏は、常勤監査役であり、重要な兼職はありません。同氏と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役桶川幸一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社取締役兼チーフ・コンサルタントであり、当社は同社に対して経営助言を依頼し

2023年7月まで月間13万円の委託料の支払いを行っていましたが、取引の性質、規模、2023年8月以降取引がないことから、コントロールを受け得る可能性や株主・投資者と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

- ・監査役宮下直樹氏は、宮下直樹税理士事務所の代表及び株式会社MAコンサルティングの代表取締役であります。同事務所及び同社と当社との間には取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
  - ・取締役会及び監査役会における発言状況

| 氏 名           | 活動状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 中 辻 峻   | 取締役会14回開催のうち全てに出席しております。<br>弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、経営全般に関し客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。                                                                             |
| 監 査 役 藤 井 孝 司 | 取締役会14回開催のうち全てに出席、監査役会15回開催のうち全てに出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、金融機関における豊富な経営・見識に基づき取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。                  |
| 監 査 役 桶 川 幸 一 | 取締役会14回開催のうち全てに出席、監査役会15回開催のうち全てに出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、ベンチャーキャピタルにおける豊富な経営・見識に基づき取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。            |
| 監 査 役 宮 下 直 樹 | 取締役会14回開催のうち12回に出席、監査役会15回開催のうち13回に出席しております。取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、税理士としての専門的な知識と幅広い経験と見識から発言を行っております。取締役会及び監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等との意見交換の場において有益な意見具申をされております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人ハイビスカス

### (2) 報酬等の額

|                                       | 支 払 額   |
|---------------------------------------|---------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 | 9,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制構築として「内部統制システムの基本方針」を2026年6月25日開催の取締役会において改訂決議しております。改定の内容につきましては、札幌証券取引所及び当社ホームページにおいて開示を行っております。

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理規程、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備し、当社グループの取締役及び従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守することを徹底しております。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス体制を推進するため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス管理者を定め、コンプライアンスに関する教育・研修、周知活動その他必要な施策を実施しております。
- ③ 法令違反その他コンプライアンス上の問題が発生した場合には、事実関係を調査し、再発防止策を検討し、取締役会及び監査役に報告する体制を整備しております。
- ④ 当社は、内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び従業員が、法令、定款、社内規程又は社会規範に違反する事実又はそのおそれを認識した場合に、適切に通報又は相談できる体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知徹底しております。
- ⑤ 当社は、通報又は相談をした者が、そのことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。
- ⑥ 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき、当社グループにおける法令、定款及び社内規程への準拠状況並びに内部統制システムの整備・運用状況について必要な監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。
- ⑦ 監査役は、取締役及び従業員の業務執行が法令及び定款に違反する事実又はそのおそれがないかを監査しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、適切に保存・管理しており

ます。

- ② 取締役及び監査役は、職務執行の監督又は監査のために、これらの文書又は電磁的記録を閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程その他の社内規程に基づき、当社グループにおける事業上、財務上、法務上、情報セキュリティ上その他のリスクを把握・評価し、適切に管理する体制を整備しております。
- ② 当社は、代表取締役をリスク管理責任者とし、当社グループ全体の重要なリスクについて担当部門又は担当役員を定め、対応状況を取締役会及び監査役に報告する体制としております。
- ③ 重大な事故、災害、不祥事、情報セキュリティインシデントその他緊急事態が発生した場合には、緊急対応体制を設置し、損害及びその拡大の防止並びに速やかな収拾に向けた対応を行うこととしております。
- ④ 当社は、自然災害、感染症、システム障害その他事業継続上のリスクに対応するため、BCP（事業継続計画）その他必要な対応方針を整備し、必要に応じて見直しを行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程、組織規程、職務権限規程、稟議決裁規程その他の社内規程に基づき、職務分掌、権限、責任及び決裁基準を明確にしております。
- ② 取締役会は、経営方針、経営計画その他経営上の重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。
- ③ 当社グループは、経営計画及び予算の策定、進捗管理並びに実績分析を通じて、取締役の職務執行が効率的に行われる体制としております。
- ④ 当社は、取締役及び執行役員間における情報共有を徹底し、重要事項について迅速かつ適正な意思決定を行うため、必要に応じて各会議体を設置し、業務執行状況及び重要課題について協議・報告を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループに共通して適用される行動規範、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備し、当社グループ全体において法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守する体制としております。
- ② 当社は、子会社の事業内容及び規模に応じて、子会社の法令遵守、リスク管理及び効率的な職務執行を確保するための体制としております。
- ③ 当社は、子会社の事業内容、規模及びリスクの状況に応じて、子会社からの報告、関係部署による確認その他適切な方法により、子会社における業務の適正性を把握し、必要に応じて改善を求め、又、内部監査を

実施しております。

- ④ 当社は、内部通報制度について、子会社においても当社と同様に利用できる体制としております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査役と協議の上、当該使用人を選定し、監査役の職務を補助させることとしております。当該使用人は、監査役の職務を補助する業務に関して、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとしております。
- (7) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社グループの取締役及び従業員は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された重要な事実その他監査役の監査に必要な事項を、遅滞なく監査役に報告するものとしております。
  - ② 監査役は、当社グループの取締役及び従業員に対し、業務執行状況その他監査に必要な事項について報告を求めています。
  - ③ 内部監査責任者は、内部監査の計画、実施状況及び結果について、定期的に又は必要に応じて監査役に報告しております。
  - ④ 当社は、監査役に報告した当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとし、その旨を社内規程に定め、周知しております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の状況及び職務執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べております。
  - ② 監査役は、代表取締役と定期的に又は必要に応じて会合を持ち、経営方針、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題その他必要な事項について意見交換を行っております。
  - ③ 監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と連携し、必要に応じて内部監査及び会計監査の状況について報告を求めています。
  - ④ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要なものと認められる場合を除き、当社がこれを負担しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額については表示単位未満は切捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,150,503	流 動 負 債	392,021
現金及び預金	890,774	支払手形及び買掛金	142,797
売 掛 金	211,722	電 子 記 録 債 務	24,592
制作支出金	20,512	短 期 借 入 金	100,000
そ の 他	27,594	未 払 法 人 税 等	7,585
貸倒引当金	△100	リ ー ス 債 務	1,177
固 定 資 産	90,632	そ の 他	115,869
有 形 固 定 資 産	42,405	固 定 負 債	34,496
建物及び構築物	14,249	リ ー ス 債 務	6,889
車両運搬具	1,212	そ の 他	27,606
工具、器具及び備品	10,883		
土 地	8,490	負 債 合 計	426,518
リ ー ス 資 産	7,570		
無 形 固 定 資 産	2,091	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	2,091	株 主 資 本	796,725
投資その他の資産	46,135	資 本 金	139,255
投資有価証券	3,319	資 本 剰 余 金	48,041
繰延税金資産	11,335	利 益 剰 余 金	609,429
そ の 他	31,674	その他の包括利益累計額	△2
貸倒引当金	△193	その他有価証券評価差額金	△2
		非 支 配 株 主 持 分	17,895
		純 資 産 合 計	814,618
資 産 合 計	1,241,136	負 債 純 資 産 合 計	1,241,136

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,400,798
売 上 原 価		1,717,442
売 上 総 利 益		683,355
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		624,579
営 業 利 益		58,775
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,866	
助 成 金 収 入	329	
受 取 賃 貸 料	1,828	
そ の 他	582	4,607
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,377	
そ の 他	153	1,531
経 常 利 益		61,851
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	56	56
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,000	2,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		59,907
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18,915	
法 人 税 等 調 整 額	△1,049	17,865
当 期 純 利 益		42,041
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益		967
当 期 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益		41,073

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当 期 首 残 高	139,255	48,041	587,615	774,911
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△19,260	△19,260
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			41,073	41,073
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	21,813	21,813
当 期 末 残 高	139,255	48,041	609,429	796,725

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△2	△2	16,927	791,836
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△19,260
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				41,073
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			967	967
当 期 変 動 額 合 計	—	—	967	22,781
当 期 末 残 高	△2	△2	17,895	814,618

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称

株式会社インベスト、株式会社MKガンマ、株式会社MKデルタ、
山田プライド株式会社、株式会社インバイト

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

- ・制作支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（内装・造作工事） 5～15年

工具、器具及び備品 3～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

広告・マーケティング事業

広告・マーケティング事業では顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
該当事項はありません。

II. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記
繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	11,335千円
--------	----------

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、過去実績に基づく受注予想と予想寄付額等です。しかしながら、これらの主要な仮定は見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

現金及び預金	30,200千円
その他（投資その他の資産）	5,461千円
計	35,661千円

- (2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

- (3) 上記は広告代理店契約の取引保証として差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,706千円

3. 制作支出金

広告物の制作等は主に工程ごとにそれぞれの外注先を使用しており、制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

4. 圧縮記帳額

有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物18,836千円であります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,605,000株	一株	一株	1,605,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	19,260	12.0	2025年6月30日	2025年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年9月28日 定時株主総会	普通株式	14,445	9.0	2026年6月30日	2026年9月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金は主に自己資金によっておりますが、一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブに関連する取引は行っておらず、金利変動リスク、為替変動リスクは該当がありません。

資金運用については短期的な預金及び営業貸付金に限定して行っております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に則してリスク低減を図っております。投資有価証券は市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や投資先の財務状況の把握を行っております。

営業貸付金の貸倒懸念リスクについては、営業貸付金の回収状況を把握し、適切な管理に努めております。当社グループの買取債権は債権回収が、買取時の想定（査定）と大きく異なるリスクを内包しております。そのため、当該リスクに関しては「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣から許可を受けているサービサーに債権回収及び債権管理業務を委託することによりリスクの低減を図っております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務はすべて1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,000千円）はその他有価証券には含まれておりません。

		連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)	投資有価証券 其他有価証券	319	319	—

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「営業貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	319	—	—	319
資産計	319	—	—	319

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「投資有価証券」

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	広告・マーケティング事業	債権投資事業	
売上高			
新聞折込チラシ	78,359	—	78,359
マスメディア4媒体	466,263	—	466,263
販促物	700,966	—	700,966
観光コンサル	659,519	—	659,519
インターネット	246,156	—	246,156
債権投資事業	—	60,265	60,265
その他	189,267	—	189,267
計	2,340,533	60,265	2,400,798
顧客との契約から生じる収益	2,340,533	—	2,340,533
その他の収益	—	60,265	60,265
外部顧客への売上高	2,340,533	60,265	2,400,798
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	2,340,533	60,265	2,400,798

(注) 報告セグメント合計額と連結計算書類計上額との差額及び当該差額の主な内容

(単位：千円)

売上高	金額
報告セグメント計	2,400,798
セグメント間取引消去	—
連結計算書類の売上高	2,400,798

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	274,692
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	211,722
契約負債（期首残高）	3,687
契約負債（期末残高）	20,783

契約負債は、主に広告・マーケティング事業における顧客から受け取った前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,687千円であります。なお、当連結会計年度の契約負債について重要な変動はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	496.40円
1株当たり当期純利益	25.59円

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	856,503	流 動 負 債	370,956
現 金 及 び 預 金	490,578	電 子 記 録 債 務	24,592
売 掛 金	191,570	買 掛 金	133,768
制 作 支 出 金	23,134	短 期 借 入 金	100,000
前 渡 金	393	未 払 金	15,596
前 払 費 用	16,120	未 払 費 用	27,658
関係会社短期貸付金	130,000	未 払 法 人 税 等	2,886
そ の 他	4,805	未 払 消 費 税 等	15,708
貸 倒 引 当 金	△100	前 受 金	20,783
		預 り 金	11,315
		前 受 収 益	16,928
		リ ー ス 債 務	1,177
		そ の 他	539
固 定 資 産	136,539	固 定 負 債	34,496
有 形 固 定 資 産	42,405	リ ー ス 債 務	6,889
建 物	14,249	そ の 他	27,606
車 両 運 搬 具	1,212		
工具、器具及び備品	10,883	負 債 合 計	405,452
土 地	8,490	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	7,570	株 主 資 本	587,592
無 形 固 定 資 産	2,091	資 本 金	139,255
ソ フ ト ウ ェ ア	2,091	資 本 剰 余 金	49,255
投 資 そ の 他 の 資 産	92,041	資 本 準 備 金	49,255
投 資 有 価 証 券	3,319	利 益 剰 余 金	399,082
関 係 会 社 株 式	47,500	利 益 準 備 金	22,500
繰 延 税 金 資 産	9,806	そ の 他 利 益 剰 余 金	376,582
そ の 他	31,609	別 途 積 立 金	198,000
貸 倒 引 当 金	△193	繰 越 利 益 剰 余 金	178,582
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2
		純 資 産 合 計	587,589
資 産 合 計	993,042	負 債 純 資 産 合 計	993,042

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,273,368
売 上 原 価		1,637,525
売 上 総 利 益		635,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		604,685
営 業 利 益		31,157
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,865	
助 成 金 収 入	324	
受 取 賃 貸 料	1,828	
業 務 受 託 料	2,820	
そ の 他	552	7,390
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,377	
そ の 他	114	1,492
経 常 利 益		37,055
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	56	56
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,000	2,000
税 引 前 当 期 純 利 益		35,111
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,169	
法 人 税 等 調 整 額	△1,004	11,165
当 期 純 利 益		23,946

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	139,255	49,255	22,500	198,000	173,895	394,395	582,905
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△19,260	△19,260	△19,260
当 期 純 利 益					23,946	23,946	23,946
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	4,686	4,686	4,686
当 期 末 残 高	139,255	49,255	22,500	198,000	178,582	399,082	587,592

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2	△2	582,903
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△19,260
当 期 純 利 益			23,946
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4,686
当 期 末 残 高	△2	△2	587,589

(注) 表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

制作支出金

個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物（内装・造作工事） 5～15年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

広告・マーケティング事業では顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記については、連結計算書類の連結注記表「II. 会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

9,806千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

広告代理店契約の取引保証として次の資産を差入れております。

現金及び預金	30,200千円
--------	----------

その他(投資その他の資産)	5,461千円
---------------	---------

計	35,661千円
---	----------

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	39,568千円
-------------------	----------

3. 制作支出金

広告物の制作等は主に工程ごとにそれぞれの外注先を使用しており、制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

4. 圧縮記帳額

有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、建物及び構築物18,836千円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

金銭債権	130,227千円
------	-----------

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	2,564千円
-------	---------

営業外取引高	4,379千円
--------	---------

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	702
貸倒引当金	31
減価償却超過額	300
敷金償却	1,830
受取補償金	6,341
投資有価証券評価損	626
その他	504
繰延税金資産小計	<u>10,337</u>
評価性引当額	<u>478</u>
繰延税金資産合計	<u>9,858</u>
繰延税金負債との相殺額	<u>51</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,806</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会 社イン ベスト	札幌市 北区	20,500	債権投 資	直接 100%	事業資金の 貸付	事業資金の 貸付 (注2) 利息の受取 (注2) 経営管理業 務の受託 役員の兼任	130,000 1,559 180	関係会 社短期 貸付金 — —	130,000 — —
	株式会 社M K ガンマ (注1)	札幌市 北区	400	債権投 資	間接 100%	経営管理業 務の受託	業務受託料 (注3) 役員の兼任	120	—	—
	株式会 社M K デルタ (注1)	札幌市 北区	400	債権投 資	間接 100%	経営管理業 務の受託	業務受託料 (注3) 役員の兼任	120	—	—
	山田ブ ライド 株式会 社	岩手県 下閉伊 郡	5,000	広告・ケ ーメン テグ	直接 60%	経営管理業 務の受託	業務受託料 (注3) 営業上の取 引 役員の兼任	1,200 2,564	— 売掛金	— 227
	株式会 社イン バイト	札幌市 北区	5,000	広告・ケ ーメン テグ	直接 80%	経営管理業 務の受託	業務受託料 (注3) 役員の兼任	1,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社インベストが議決権の100%を直接保有しております。
- (注) 2. 貸付期間1年間、期日一括返済とし、同社が他の第三者から事業資金を調達する場合の標準的条件に準じて貸付条件を決定しております。
- (注) 3. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	366.10円
1株当たり当期純利益	14.92円

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月27日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀

俊 介

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀

口

佳 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インサイトの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月 27 日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	堀	俊 介
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	堀	口 佳 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インサイトの2025年7月1日から2026年6月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月1日

株 式 会 社 イ ン サ イ ト 監 査 役 会

常勤社外監査役 藤 井 孝 司 ㊞

社 外 監 査 役 桶 川 幸 一 ㊞

社 外 監 査 役 宮 下 直 樹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおり1株あたり9円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金9.0円

といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は14,445,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月29日といたしたいと存じます。

以上

《議決権行使についてのご案内》

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書の郵送による方法】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月25日（金曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2026年9月25日（金曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、又は、パソコンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) 以下のWebブラウザがインストールされていること。

（以下の組み合わせで動作確認をしています。）

OS	Webブラウザ
Microsoft Windows 11	Microsoft Edge
Microsoft Windows 11	Google Chrome

- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver. 4.0以降又はAdobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

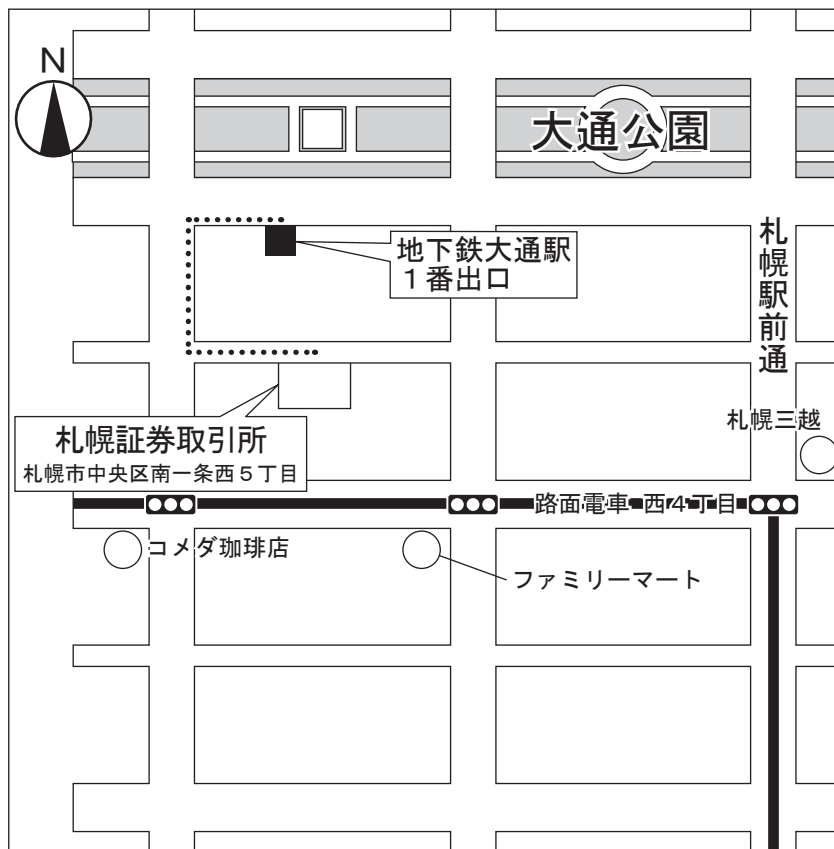
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031（フリーダイヤル）

9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

定時株主総会会場ご案内図



会場のご案内

■地下鉄「大通」駅から… 1 番出口より徒歩約 2 分

札幌証券取引所 2 階大会議室